

経営者保証に関するガイドラインについて

平成25年12月5日に公表され、翌26年2月1日から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」をご存知でしょうか。

このガイドラインは、金融庁と中小企業庁の後押しで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」の検討の成果としてまとめられたもので、融資の際に経営者保証が不要な条件を明らかにするとともに、早期に事業再生や廃業を決断した場合は経営者に一定の生活費を残し「華美でない自宅」に住み続けられる可能性などを示したものです。

既契約の融資についても、融資条件の見直しや借り換えなどの際に考慮されることとなります。

「ガイドライン」に法的な拘束力はありませんが、「中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルール」と位置付けられておりそれら関係者が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。



■要件(求められる経営状況)

1、法人と経営者の関係の明確な区別・分離

役員報酬・賞与・配当、役員への貸付金等が社会通念上適切な範囲を超えない

2、財務基盤の強化

法人のみの資産・収益力で借入返済が可能

3、経営の透明性

法人から適時適切に財務情報等が提供されている

4、物的担保の提供

経営者等から十分な物的担保の提供がある

要件として、業績が好調又は内部留保が潤沢で借入を返済できることが読み取れ、財務情報等の提供も年1回決算のみではなく毎月提出することなどが想定されます。

■ガイドラインの現況について(平成27年11月～12月アンケートより)

Q 経営者に関するガイドラインを知っていますか？

名称、名前ともに知らない及び名称のみ知っているが77.7%となり約8割の方が内容を知らないのが現状となっております。

Q 経営者の個人保証を提供していますか？

金融機関から借入のある企業の経営者のうち82.5%が個人保証を提供していました。

Q 経営者の個人保証を解除したいと考えている方は、申出相談をしたことがありますか？

解除したいと考えている方の80.7%が解除の申出相談をしたことがなく、その理由の、52.6%が従来の融資慣行通りに金融機関側から既に経営者による保証を求められている、34.2%が心理的に金融機関に申出相談がしにくいでした。

経営者として個人保証をすることが当然と考えている方が一定数いるものの、金融機関との関係を悪化させたくない、経営者保証を解除できる財務内容・業績ではないと思うと回答される方も多数となっております。

Q 個人保証を解除の申出相談を行った結果はいかがでしたか？

申出相談を行った方の45.8%が経営者保証が解除された(予定含む)、33.0%が解除はされないがその理由についてきちんとした説明がなされたという結果になりました。

Q 個人保証の解除がなされなかった理由はどのような内容でしたか？

27.9%が財務内容・業績が不十分、26.2%が保証に代わる不動産担保などの条件提示・要求がなされたという結果となりました。

■ガイドラインの活用実績について(平成28年6月3日公表)

政府系金融機関(商工中金、政策金融公庫)の当該ガイドラインによる活用実績が公表されました。

	平成26年2月～9月 (8ヵ月)		平成26年10月～27年3月 (6ヵ月)		平成27年4月～9月 (6ヵ月)		平成27年10月～28年3月 (6ヵ月)		平成26年2月～28年3月 累積件数(26ヵ月)	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
①新規に無保証で融資した件数・金額	25,043	9,194	22,451	8,085	25,307	9,150	27,613	9,807	100,414	36,236
②新規融資件数・金額	144,072	41,266	112,372	30,619	107,208	29,439	113,420	29,358	477,072	130,682
③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合【③=①/②】 ^(注2)	17%	22%	20%	26%	24%	31%	24%	33%	21%	28%

政府系金融機関においては、21%が経営者保証に依拠しない融資となっており、年々その割合が増加してきています。

平成28年夏から金融庁が地方銀行の地域への貢献度を測るベンチマークを導入します。担保を取らずに融資している企業の件数や、融資先のうち経営状態が改善した件数などが基準となることから、当該ガイドラインが今以上に注目されるものと考えられます。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。